(c)　締約国の司法当局が、自国の法令に従い、次に掲げる物の没収又は廃棄を命ずる権限を有すること。

(i)　全ての不正商標商品及び著作権侵害物品

(ii)　主として不正商標商品又は著作権侵害物品の生産において使用された材料及び道具

(iii)　不正な商標が付され、及び犯罪のために使用されたラベル又は包装（(i)及び(ii)に掲げる物に該当するものを除く。）

不正商標商品及び著作権侵害物品が廃棄されない場合には、当該司法当局その他の権限のある当局は、例外的な場合を除くほか、権利者に損害を与えないような態様でそれらを流通経路から排除することを確保する。各締約国は、この(c)の規定に基づく没収又は廃棄が被告人に対するいかなる補償もなく行われることを更に定める。

(d)　締約国の司法当局その他の権限のある当局が、侵害に関する民事上の（注）手続のため、関係当局によって保管されている物品、材料、道具及び他の証拠を権利者に解放し、又はこれらに代えて利用する機会を提供する権限を有すること。

注　締約国は、侵害に関する行政上の手続に関連してこの(d)に規定する権限を定めることができる。

7　締約国は、1から5までに規定する犯罪について、自国の司法当局が侵害活動から生じ、又はその活動を通じて直接若しくは間接に取得された資産の価額に相当する価額の資産の差押え若しくは没収又はこれらに代わる罰金を命ずる権限を有することを定めることができる。

8　各締約国は、自国の法的原則に従い、この条に定める犯罪であって自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものについて法人の責任（刑事上の責任とすることができる。）を確立するため必要な措置をとる。この法人の責任は、刑事犯罪を行った自然人の刑事上の責任に影響を及ぼすものではない。

第六款　デジタル環境における権利行使

第十四・五十九条　デジタル環境における権利行使

1　両締約国は、第二款及び前款に定める範囲内で、デジタル環境において生ずる知的財産権の侵害行為に対する効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）を可能にするために権利行使の手続が自国の法令において利用可能であることを確保する。

2　各締約国は、オンライン・サービス・プロバイダが自国の法令に従い知的財産権を侵害するコンテンツへのアクセスを妨げる措置をとる場合には、当該オンライン・サービス・プロバイダのオンライン・サービス又は設備の利用者による知的財産権の侵害について、当該オンライン・サービス・プロバイダの責任又は当該オンライン・サービス・プロバイダに対する救済措置を制限するための適切な措置をとる。

3　1の規定を適用するほか、各締約国の権利行使の手続は、デジタル通信網における著作権又は関連する権利の侵害（侵害の目的のため広範な頒布の手段を不法に使用することを含むことができる。）及び商標権の侵害（電子商取引のプラットフォーム及びソーシャルメディアを通じたものを含む。）について適用する。当該手続は、電子商取引を含む正当な活動の新たな障害となることを回避し、かつ、表現の自由、公正な手続、プライバシーその他の基本原則が当該締約国の法令に従って維持されるような態様で実施される。

4　各締約国は、正当な競争を保護し、かつ、表現の自由、公正な手続、プライバシーその他の基本原則を自国の法令に従って維持しつつ、商標権及び著作権又は関連する権利の侵害に効果的に対処するため、産業界における協力に向けた努力を促進するよう努める。

5　締約国は、自国の法令に従い、商標権又は著作権若しくは関連する権利が侵害されていることについて権利者が法的に十分な主張を提起し、かつ、侵害に使用されたと申し立てられたアカウントを保有する者を特定することができる十分な情報がこれらの権利の保護又は行使のために求められている場合において、オンライン・サービス・プロバイダに対し当該情報を当該権利者に速やかに開示するよう命ずる権限を自国の権限のある当局（注）に付与することができる。この手続は、電子商取引を含む正当な活動の新たな障害となることを回避し、かつ、表現の自由、公正な手続、プライバシーその他の基本原則が当該締約国の法令に従って維持されるような態様で実施される。

注　この条の規定の適用上、「権限のある当局」には、締約国の法令上の司法当局、行政当局又は法執行当局であって適当なものを含むことができる。

6　両締約国は、適当な場合には、知的財産権を尊重することの重要性及び知的財産権の侵害が及ぼす有害な影響について公衆の意識を向上させるための措置をとることを促進する。この措置には、産業界、市民社会団体及び権利者の代表との協力を含めることができる。

第D節　協力及び制度上の措置

第十四・六十条　協力

1　両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、知的財産に関する事項についての締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含め、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。

2　1の規定の適用上、協力には、情報の交換、経験及び技能の共有並びに両締約国間で合意する他の形態の協力及び活動を含めることができる。当該協力については、例えば、次の分野を対象とすることができる。

(a)　国内の及び国際的な知的財産に関する政策の策定

(b)　知的財産の管理及び登録の制度

(c)　知的財産に関する教育及び啓発

(d)　次の事項に関連する知的財産に係る問題

(i)　中小企業

(ii)　科学、技術及びイノベーションに係る活動

(iii)　技術の創造、移転及び普及

(e)　研究、イノベーション及び経済成長のための知的財産の利用に係る政策

(f)　知的財産に関する多数国間協定、例えば、ＷＩＰＯの主催の下で締結され、又は運用されるものの実施

(g)　開発途上国のための技術支援

(h)　知的財産権の侵害の防止に関する最良の慣行、事業及び計画（両締約国の領域外において登録されたウェブサイトに係る措置を含む。）

(i)　世界的規模の知的財産権の侵害に対する共同の努力についての一層の活動に向けた可能性の探求

3　両締約国は、知的財産に関する国際的な規律の枠組みを改善するための活動（既存の国際協定の一層の批准を奨励すること並びに知的財産権に関する国際的な調和、管理及び行使を促進することを含む。）並びにＷＴＯ及びＷＩＰＯを含む国際機関における活動について協力するよう努める。

第十四・六十一条　知的財産に関する専門委員会

1　第二十三・三条の規定に基づいて設置される知的財産に関する専門委員会（以下この条において「専門委員会」という。）は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用することについて責任を負う。

2　専門委員会は、次の任務を有する。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討し、及び監視すること。

(b)　地理的表示に関する立法上及び政策上の進展並びに地理的表示の分野において相互に関心を有する他の問題（この協定に基づく地理的表示の保護に関して附属書十四―Ｂに掲げる地理的表示の明細書における該当する要件から生ずる問題を含む。）に関する情報を交換すること。

(c)　知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産に関する制度の効率的な、かつ、透明性のある運用を促進するため、知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。

(d)　合同委員会に対して専門委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(e)　合同委員会が第二十三・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。